

福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託契約

入札説明書

令和7年3月

福島県総務部職員業務課

この入札説明書は、「福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託」（以下「本業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀雅雄

### (2) 件名及び数量

福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託 一式

### (3) 委託業務の仕様等

福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

### (5) 履行場所

福島県総務部職員業務課内（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 2 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告の日から起算して過去5年以内に、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を相手方とし、本業務委託と同等の業務（給与、旅費等の申請情報に係る内容確認、認定簿の作成、支給額計算、台帳整理等の総務事務の集中処理業務全般）について、3年以上となる契約を2件以上請負により受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。

また、福島県内に本社、本店、支社、営業所等の営業拠点を有する者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターの情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I S M S 認証を有している者であること。

### 3 入札者に必要な資格の確認

入札者は、次の(1)の書類を(2)のイに掲げる場所に提出し、入札者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）

イ 会社概要（会社案内、パンフレット、福島県内に事業所等を有していることがわかる書類）

ウ 実績証明書（第 7 号様式）

この入札の日から起算して過去 5 年以内に、都道府県又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を相手方とし、本業務委託と同等の業務（給与、旅費等の申請情報に係る内容確認、認定簿の作成、支給額計算、台帳整理等の総務事務の集中処理業務全般）について、3 年以上となる契約を 2 件以上請負により受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を記載し、契約書の写しを添付（福島県が発注した契約の場合）すること。

なお、福島県以外が発注した契約の場合は、発注機関の発行する実績証明願（第 8 号様式）を添付すること。

また、実績証明願（第 8 号様式）を添付できない場合は、内容等を証明できる書類を添付すること。

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターの情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I S M S 認証を受けていることを証明する書類の写し

#### (2) 提出期間等

ア 提出期間

令和 7 年 3 月 5 日（水）から同月 19 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分注意すること。

イ 提出場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部職員業務課（西庁舎4階）

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年3月19日（水）の午後5時までに必着とする。

(3) 審査結果の通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により、令和7年4月3日（木）までに入札者に対して通知する。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

3(2)のイに同じ

なお、入札説明書等については、上記で交付を行うほか、福島県総務部総務課のホームページにおいて公開する。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

(2) 期間

令和7年3月5日（水）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等に対する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年3月5日（水）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付方法

仕様書等に関する質問書（第9号様式）により、直接持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

提出場所

3(2)のイに同じ

電子メールアドレス [shokuingyoumu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:shokuingyoumu@pref.fukushima.lg.jp)

ウ 回答方法

仕様書等に関する回答書（第10号様式）により、令和7年4月3日（木）までに電子メール等で回答するほか、(1)のホームページに掲載する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年4月10日（木）午前10時

(2) 場所 福島県庁西庁舎4階 職員業務課ミーティングルーム  
（福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年4月9日（水）午後5時までに、3(2)のイに掲げる場所に必着のこと。

## 6 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、入札書（第3号様式の1）に必要事項を記載し、5に定める場所へ提出すること。

- (2) 入札書（第3号様式の1）の作成方法等については、次によること。

ア 入札書（第3号様式の1）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

(イ) 【令和7年4月10日開札「福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託」の入札書在中】

イ 入札書（第3号様式の1）には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 仕様書等を実現するための総額費用を入札金額とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書（第3号様式の1）に記載された入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（第3号様式の1）に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、代表者の押印を省略する場合は本件責任者及び担当者（氏名及び連絡先）を必ず記載すること。

(ウ) 1(2)に示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

ウ 郵送による入札については、次の事項を行うこと。

(ア) 二重封筒の外封筒に「入札書在中」と朱書すること。

(イ) 中封筒に上記アに示す必要事項を記載すること。

(ウ) 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）の写し及び入札書（第3号様式の1）を同封すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書（第3号様式の1）に当該代理人であることの表示、当該代理人の職・氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（第4号様式）を持参すること。

なお、代表者及び代理人の押印を省略する場合は本件責任者及び担当者（氏名及び連絡先）を必ず記載すること。

## 7 入札保証金

(1) 入札者は、入札書（第3号様式の1）に記載する金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

また、納付した領収書を5(1)に掲げる日時までに、3(2)のイに掲げる場所に提出するものとする。

納付した領収書を郵送により提出する場合は書留郵便とし、令和7年4月9日（水）午後5時必着とする。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（第6号様式）に保険証券等の必要な書類を添えて、令和7年3月19日（水）午後5時までに3(2)のイの場所に提出するものとする。

申請の結果については、令和7年4月3日（木）までに入札者に対して通知する。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、5で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）

（入札者が本書又は写しを持参する。）

イ 一般競争入札出席届（第5号様式）

ウ 委任状（第4号様式）（代理人が出席し入札する場合）

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、この入札説明書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書（第3号様式の1）を提出すること。  
なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（第4号様式）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、本件入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 入札及び開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書（第3号様式の1）をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 2に示す入札者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 委任状（第4号様式）を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を必ず記載すること。）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

## 12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札書（第3号様式の1）を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。  
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない（入札、再度入札又は8(5)による再々度入札を執行しても落札者がいないときを含む。）ときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。  
なお、随意契約は見積書（第3号様式の2）を使用する。
- (4) 落札者の決定等に関する通知  
落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

## 13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第228条第2項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条に定めるところによる。



#### 14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から 14 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこととする。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

#### 16 業務委託料の支払い条件

##### (1) 基本的な考え方

次の各号の総額をもって業務委託料とする。

ア 36 箇月の均等分割払いとする。

イ 各年度の支払いについては、概ね次の割合を想定している。ただし、具体的には、債務負担行為額の上限を超えない範囲内において、決定するものとする。

	R7	R8	R9	R10
支払割合 (%)	22.3	33.3	33.3	11.1

##### (2) 業務委託料計算における端数処理

業務委託料において、(1)の業務委託料算出額及びその算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、令和 10 年 7 月の業務委託料は、契約額から既に支出した業務委託料を減じた額とする。また、その算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

##### (3) 業務委託料の支払い

当該月の委託業務が完了した翌月に前月分の業務委託料の支払いを請求するものとし、県は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

なお、当該委託業務に係る検収に合格した後に請求を受け支払うものとする。

#### 17 その他

- (1) 落札後速やかに、落札者は入札金額の年度別内訳書（令和 7 年 8 月～令和 8 年 7 月、令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月、令和 9 年 8 月～令和 10 年 7 月と積算内訳（人件費、管理費、その他経費等））を提出すること。（第 3 号様式の 3）

なお、人件費については、統括・管理責任者、副管理責任者、常勤（短期）業務従事者の内訳が分かるように記載すること。

- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (6) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

## 別記 1

### 福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

## 別記 2

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)